

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 7 号

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
(3) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児のうち、満 3 歳に満たない者（法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条第 1 1 項第 2 号 <u>若しくは同条第 1 2 項第 2 号</u> の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合 <u>又は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づ</u>	(3) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児のうち、満 3 歳に満たない者（法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 1 0 項第 2 号、同条第 1 1 項第 2 号 <u>又は同条第 1 2 項第 2 号</u> の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満 3 歳に満たない者及び当該

<u>き保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。</u> (4)から(6)まで <省略> <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう</u> — (7)から(9)まで <省略> (家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 <省略> 2及び3 <省略> 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、<u>その</u>結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5及び6 <省略> (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）</u>）にあっては、第1号及び第2号に掲げ	満3歳以上の児童）をいう。 (4)から(6)まで <省略> (7)から(9)まで <省略> (家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 <省略> 2及び3 <省略> 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、<u>それら</u>の結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5及び6 <省略> (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園
---	--

<u>る事項</u>)に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) <省略> (3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは</u>、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)及び(2) <省略> 3 <省略> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であ	（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) <省略> (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（<u>法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。</u>）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。</u>）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは</u>、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)及び(2) <省略> 3 <省略> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であ
---	--

ると認める場合であって、<u>次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)及び(2) <省略> 5 及び 6 <省略> 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) <省略> （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u> <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に</u>	ると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1)及び(2) <省略> 5 及び 6 <省略> 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) <省略> （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> 第13条 削除
--	---

<u>保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第１４条　＜省略＞	第１４条　＜省略＞
２　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>	２　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
３から５まで　＜省略＞	３から５まで　＜省略＞
（食事の提供の特例）	（食事の提供の特例）
第１６条　<u>次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。</u>この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第１６条　<u>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。</u>この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
（１）から（５）まで　＜省略＞	（１）から（５）まで　＜省略＞
２　搬入施設は、<u>次に掲げるいずれかの施設とする。</u>	２　搬入施設は、<u>次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</u>
（１）から（３）まで　＜省略＞	（１）から（３）まで　＜省略＞
（４）　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理	（４）　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理

業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（<u>第24条に規定する家庭的保育事業者</u>が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （家庭的保育事業所等内部の規程）	業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （家庭的保育事業所等内部の規程）
第18条 家庭的保育事業者等は、<u>次に掲げる事業の運営</u>についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員</u>） (7)から(11)まで <省略> （設備の基準）	第18条 家庭的保育事業者等は、<u>次の各号に掲げる事業の運営</u>についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(5)まで <省略> (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)から(11)まで <省略> （設備の基準）
第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、<u>次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所</u>（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。 (1)から(7)まで <省略> 第1節 小規模保育事業の区分 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A	第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、<u>次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所</u>（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。 (1)から(7)まで <省略> 第1節 小規模保育事業の区分 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A

型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア <省略>

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
<省略>		
4階以上の階	常用	<省略>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段

型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア <省略>

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
<省略>		
4階以上の階	常用	<省略>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段

	室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。)		室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
	2及び3　＜省略＞		2及び3　＜省略＞
ウからクまで　＜省略＞ (職員)		ウからクまで　＜省略＞ (職員)	
第29条　＜省略＞		第29条　＜省略＞	
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2)　＜省略＞ (3)　満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき1人 (4)　＜省略＞		2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2)　＜省略＞ (3)　満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね15人につき1人 (4)　＜省略＞	
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。		3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	
4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術			

を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
(職員)	(職員)
第31条 <省略>	第31条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>特定理学療法士等</u>を、1人に限り、保育士とみなす。	

すことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(居宅訪問型保育事業)			(居宅訪問型保育事業)		
第37条 居宅訪問型保育事業者は、 <u>次に掲げる</u> 保育を提供するものとする。			第37条 居宅訪問型保育事業者は、 <u>次の各号に</u> 掲げる保育を提供するものとする。		
(1)から(5)まで <省略>			(1)から(5)まで <省略>		
(設備及び <u>備品等</u>)			(設備及び <u>備品</u>)		
第38条 <省略>			第38条 <省略>		
(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)			(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)		
第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。			第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。		
(1)から(7)まで <省略>			(1)から(7)まで <省略>		
(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。			(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。		
ア <省略>			ア <省略>		
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が <u>1以上</u> 設けられていること。			イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が <u>一以上</u> 設けられていること。		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
<省略>			<省略>		
4階以上の階	常用	<省略>	4階以上の階	常用	<省略>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設け		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設け

	られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）		られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
	2及び3　＜省略＞		2及び3　＜省略＞
ウからクまで　＜省略＞ （保育所型事業所内保育事業所の職員）		ウからクまで　＜省略＞ （保育所型事業所内保育事業所の職員）	
第44条　＜省略＞		第44条　＜省略＞	
2　＜省略＞		2　＜省略＞	
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。		3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。			
5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療			

<u>法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	
（小規模型事業所内保育事業所の職員）	（小規模型事業所内保育事業所の職員）
第４７条　＜省略＞	第４７条　＜省略＞
２　＜省略＞	２　＜省略＞
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>特定理学療法士等</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用）	（準用）
第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業につい	第４８条　第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業につい

て準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第4項若しくは第4

て準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適

<u>4条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>	<u>用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u> <u>2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</u>
--	--

（瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 <省略> 3 <u>令和10年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「数の基準」とあるのは、「数の基準（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」とする。</u> 4 <u>附則第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の</u>	附 則 (経過措置) 2 <省略> 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第

第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。	47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は公布の日から、第1条中瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。